

寛文以前の草紙屋

柏 崎 順 子

江戸時代の出版物は書物と草紙に大別され、それらを作成する書肆も書物屋と草紙屋に分かれており、その仲間組織や流通機構も異なっていたことは周知のことである。出版界がこのような二部構成になっていくことの発端は、印刷技術が整版印刷へと転換し、その方式が主流となっていった寛永期の書肆の様相に起因する。整版に転換したことでその技術を擁して登場してきた新興の書肆は、その時点では出版するテキストを持たず、その開発は必至の課題であった。そうしたなかで草紙屋あるいは浄瑠璃本屋と称する、これまでに出版には付されていなかった浄瑠璃の正本を出版する書肆が登場しはじめ、他方で浄瑠璃の正本以外の娯楽的書物の出版もする新興の書肆も相次いで営業を開始していた。この浄瑠璃本を出版する書肆か、そうでないかが、後の出版界の二部構成に繋がっていくと考えられる。浄瑠璃の正本を出版しない書肆たちは、仏書や古典文学や仮名草子等も出版しており、いわば書物も草紙も手掛ける書肆であった。こうした二種類の性格の書肆が生まれた要因は、市場という観点からいえば、読者層が異なることが大きな要因であろうし、商品開発の観点からいえば、書物を作成するためのテキストをどのように入手できる環境にあったかということが要因のひとつであったろう。

初期草紙屋の生成については浜田啓介が、それまでの中世、近世の草子の造本に関わる論考を総括したうえで、草紙屋は、草紙の造本に関わるような技術を有していたそれ以前の商売、たとえば扇や雛人形やかるた、貝合わせの貝等を売る店に有していた紙を貼ったり綴じたりする製本技術や、奈良絵本風の絵を彩描する技術の蓄積をもち、同様の蓄積のなかで、テキストの集積も行われていた可能性を指摘した。さらにこうした草紙屋は文筆成文の技能も職業的知識として持っていたのではないかと推測している⁽¹⁾。こうしたテキストや技術の集積する場が草紙屋であり、そこからさまざまな種類の草紙が生まれたのではないかとというのが浜田の説である。この点については阪口弘之も浄瑠璃正本と、題材が同一の舞の本の整版本の本文および挿絵を比較検討した結果、浄瑠璃の正本や舞曲の整版本で題材が関連する諸本

は、本文の関係が直列ではなく、むしろ並列の関係にあり、これら諸本が生み出される大元のテキストが、あるいは挿絵を伴って存在していたであろうことを指摘していて⁽²⁾、浜田説はさらに補強されたといってよい。さらに阪口は、寛永期と明暦万治以後の浄瑠璃正本の本文は影響関係がなく、一線を画していることを指摘している。これはテキスト考察の観点からの指摘であるが、この寛永期と明暦・万治期の画期の問題を書肆の動向という観点からとらえ直してみる試みも必要であろう。明暦・万治期が浄瑠璃正本本文の一つの画期であることは、江戸版の出現と軌を一にすることであり、この時期の出版界全体の動きと関連する事柄である可能性を指摘できるのである。

そのことに関連して、浜田は先の論文のなかで、草紙屋の在り方を考察する材料として、仮名草子である『恨の介』や『薄雪物語』を取り上げていることから明らかのように、草紙の概念のなかに仮名草子も含めて論を展開している。もちろん仮名草子という名称自体が「草子」という語を含んでいるのであるから、大枠での「草紙」に仮名草子が入ることに異論はない。ただし、後に明確なたちをとるようになる書物と草紙、それに対応する書肆としての書物屋と草紙屋という概念に照らし合わせれば、仮名草子は草紙屋（浄瑠璃本屋）が出版しているわけではなく、前述した「浄瑠璃の正本を出版しない書肆」が、物の本に属するような仏書や医書などと一緒に出版しているのであって、草紙は草紙屋、物の本は書物屋という規格に当てはまっていないことになる。仮名草子は草紙類のなかでもやや異なる位置付が必要と考えられるのである。したがって寛文以前のいわゆる草紙として一括しているジャンルにも、さらに分類がなされるべきであろう。このことは、出版史上、万治・寛文期の次の画期である延宝期前後の様相を理解するうえで明らかにしておかねばならない問題である。

寛文以前の草紙類といえば具体的には古浄瑠璃の正本、仮名草子、舞の本、遊女評判記、上方子供絵本といったところであろうか。

筆者はこれまで上記のような観点から、書肆については鱗形屋、鶴屋喜右衛門、松会、本問屋、山本九左衛門、ジャンルの観点からは古浄瑠璃の出版や江戸版の出版について考察を重ねてきた⁽³⁾。本稿ではこれまで言及していなかった書肆、八文字屋八左衛門と山本九兵衛について、ジャンルでは遊女評判記や子供絵本に関しても視野にいれ、延宝前後の草紙類の位置付けについて整理してみたい。こうした一連の考察は、ジャンルを横断して、出版界の東西を問わず大枠で整理してみるということが重要なポイントである。

八文字屋八左衛門

八文字屋八左衛門は、慶安四年には出版を確認できる書肆で、当初は京都六角通大黒町で営業を開始し、万治年間には麩屋町通誓願寺下ル町へ移転している。いわゆる八文字屋本と称される浮世草子や役者評判記の出版や、江島其蹟との確執などが専ら研究の対象となっているが、創業当時は主に浄瑠璃の正本を出版する書肆であった。いわゆる正本屋、古浄瑠璃屋と称される本屋である。浮世草子以前の八文字屋の出版本については言及されることが少ないので、ここに寛文以前までの出版物をリストアップしてみる。

1. 慶安四年

『判尽』上巻 慶安二二歳／五月吉日／八もんじや八左衛門

下巻 慶安四歳五月吉日／六角寺通大黒町／八もんじや八左衛門
板

2. 慶安四年

『しんとく丸』説経佐渡七太夫正本

3. 万治四年

『義経記』（伏見常盤）半紙本一冊 ふ屋町通／せいくわんじ／下ル丁／
八もんじや／

八左衛問（題簽下） 万治四（以下破損）

4. 万治二年

『大石山丸』江戸和泉太夫正本

5. 寛文初年

『熊谷先陣問答』八文字屋八左衛門

6. 寛文二年

『百合若大臣』説経日暮小太夫正本

7. 寛文三年二月

『大友真鳥』出羽掾 八もんじや板

8. 寛文三年

『しゅてんどうじ』新内宮正本

9. 寛文三年

『酒呑童子』八文字屋八左衛門 上記とは別版

10. 寛文四年正月

- 『金時洛陽入』出羽掾信勝 八もんじや
11. 寛文五年十一月
『八幡の本地』出羽少掾 八文字屋
 12. 寛文七年二月
『鬼子母神 十羅 女の由来』出羽少掾信勝 八文字屋
 13. 寛文九年
『しやか八さう記』寛文九己酉年七月吉日／八文字屋八左衛門板
 14. 寛文十年三月
『鎮西八郎為朝』大和少掾勝則 八文字屋八左衛門
 15. 寛文十一年ころ
『しんらんき平太郎』
 16. 寛文十三年
『牛王姫』半紙本一冊 寛文拾三丑曆正月月上旬 八もんじや八左衛門板
 17. 刊年不明
『源よしつね／高名そろへ』ふや町通／八もんじや／八左衛門（題簽）
 18. 刊年不明
『四天王揃』中本 ふや町通／八もんじや／八左衛門（題簽）
 19. 刊年不明
『女軍法ゑしま姫』八文字や八左衛門 「すまふの祝言／はんかく」の片書あり
 20. 刊年不明
『源氏十帖』宇治加賀掾 八文字屋八左衛門
 21. 刊年不明
『平治合戦付かまださいご』 月 日 八文字屋八左衛門
 22. 刊年不明
『大がらん宝物鏡』ふ屋町通せいくはんじ下子ノ五月吉日 八文字屋八左衛門

上記のリストには、古浄瑠璃の他に、三重県松阪市射和町の旧射和寺大日堂の地藏像体内から発見された子供絵本も含まれている。No. 17『源よしつね／高名そろへ』・No. 18『四天王揃』である。刊年は不明ながら古浄瑠璃出版の時期に出版されているものと考えられる。同地藏体内から一緒に発見された絵本に、寛文七年お

よび八年山本九兵衛板の同様の体裁の絵本があること、十冊まとめて発見された他の本の見返しに「延宝六年／帯屋長九郎」という書入れがあることから、少なくとも延宝期以前に京都でこのような絵本が出版されていることがその理由である。これらの子供絵本は題材が芝居種である点において浄瑠璃正本の題材と同根である。商品開発のため入手し得た題材を利用して、浄瑠璃の正本を作成するとともに、子供向けの絵本も作成したのであろう。この射和本の発見によって、江戸の赤小本や赤本に先駆けて、京都に同質の本が存在していたことが明らかになったのである。子供向けの本の出版という点でいえば、上記のNo.1『判尽』も同類の本である可能性がある。折帖仕立ての小本で、武将の花押集であるが、その解説文や人名注記は、すべてふりがな付であり、これも子供向けの本ではないかとされている⁽⁴⁾。芝居種の子供絵本を理解するための副読本のような位置付けなのかもしれない。他にお伽草子と題材の共通する抄本としてNo.8・9『酒呑童子』、No.11『八幡の本地』が、舞の本と題材の共通する正本としてNo.6『百合若大臣』があり、他のジャンルと題材を共有する正本は、若干存するが、概ね芝居種の本である。八文字屋の出版は、芝居種の娯楽本を開発するというコンセプトにおいて、浄瑠璃の正本や子供向けの本が生み出されたのだという見方が可能であるが、あるいは入手できる題材が、芝居種である何らかの要因があったという見方も視野に入れておくべきであろう。

この芝居種で本を出版するというコンセプトは延宝期以後も一貫している。そうした芝居本関連の出版の経験の積み重ねのなかで、役者評判記などのあらたな商品が生まれたのであろうし、そこからさらに発展して浮世草子のなかでも八文字屋本と称して特化されるような新たなスタイルの商品開発に成功した書肆という位置付けができるであろう。

山本九兵衛

山本九兵衛は、京都で鶴屋喜右衛門とならんで寛永年間に創業した正本屋である。延宝期までの正本の出版でいえば、おそらく最も多くの正本を出版した書肆と考えられる。京都西洞院長者町で営業しており、明暦末頃に二条通寺町西入ル片側に移っている。山本九兵衛も管見において出版本リストを知らず、以下に寛文以前の出版本を掲出してみる。

1. 寛永十四年

『ともなか』中本二冊 寛永十四年 さうしや九兵衛

2. 寛永十八年

『こたぶ』中本下巻一冊 寛永拾八年五月吉祥日／西洞院長者町／九兵衛

3. 寛永二十年

『待賢門平治合戦』中本二冊 寛永二十年四月 さうしや九兵衛

4. 正保二年

『きよしげ』中本二冊 正保二年二月 西洞院長者町九兵衛

5. 正保四年

『あみたのほんぢ』中本二冊 正保四年六月 さうしや九兵衛

6. 正保四年

『石山七騎落』中本二冊 正保四年六月 西洞院長者町九兵衛

7. 正保五年

『しんとく丸』中本三冊 正保五年三月 二条通九兵衛

8. 慶安三年

『とうだいき』中本二冊 慶安三年正月 西洞院長者町さうしや九兵衛

9. 慶安三年

『たむら』中本上下合冊 慶安三年八月吉祥日／西洞院長者町さうしや／
九兵衛□

10. 慶安三年

『かばの御そうし』中本二冊 慶安三年正月 さうしや九兵衛

11. 慶安四年

『清水の御本地』中本二冊 慶安四年五月 さうしや九兵衛

12. 慶安四年

『ふき上げ秀衡入』半紙本二冊 慶安四年九月 西洞院長者町九兵衛

13. 明暦二年

『さんせう太夫』中本二冊 明暦二年六月 さうしや九兵衛

14. 明暦四年

『もみぢがり』半紙本一冊 明暦四年初秋 二条通正本屋九兵衛

15. 万治元年

『熊野権現記』中本一冊 万治元年十月吉日 草紙屋九兵衛板

16. 万治二年

『みはら物語』半紙本一冊 万治二年三月吉日／山本九兵衛

17. 万治三年

- 『公平末春』半紙本二冊 万治三年 正本屋九兵衛
18. 万治三年
『百物語』半紙本上中下合冊 干時万治三曆二月吉辰 山本九兵衛
19. 万治三年
『義經記』半紙本二冊 万治三年極月 山本九兵衛
20. 万治四年
『あいこの若』半紙本一冊 万治四年一月 山本九兵衛
21. 寛文元年
『まつら長者』半紙本一冊 寛文元年五月 山本九兵衛
22. 寛文元年
『ぼんてんこく』半紙本一冊 寛文元年八月吉日 山本九兵衛板
23. 寛文元年
『しんとく丸』半紙本一冊 寛文元年九月 山本九兵衛
24. 寛文元年
『一切記』半紙本二冊 寛文元年 正本屋九兵衛
25. 寛文二年
『あさひなかたき論』寛文二年正月 二条通正本屋九兵衛
26. 寛文二年
『公平関やぶり』半紙本一冊 寛文二年七月 山本九兵衛
27. 寛文二年
『常陸坊海尊』半紙本一冊 寛文二年八月 山本九兵衛
28. 寛文三年
『なすのゝいこん』半紙本一冊 寛文三癸卯年五月吉日／山本九兵衛板
29. 寛文四年
『わだざかもり』半紙本一冊 寛文四甲辰年正月吉日 山本九兵衛板
30. 寛文四年
『ぢんてき問答』寛文四甲辰年五月吉日山本九兵衛板
31. 寛文六年
『ほうねんき』半紙本一冊 寛文六丙午年霜月吉日／山本九兵衛
32. 寛文六年
『うすゆき物語』半紙本一冊 寛文六丙午七月吉日
33. 寛文七年

『牛若千人切／はし弁慶』一冊 寛文七／丁未／ねん二月吉日／山本九兵衛
衛板

34. 寛文七年

『にたんの四郎』半紙本一冊 寛文七年五月 山本九兵衛

35. 寛文八年

『軍舞』一冊 寛文八年二月吉日山本九兵衛板

36. 寛文十年

『善導記』半紙本一冊 寛文十年 山本九兵衛

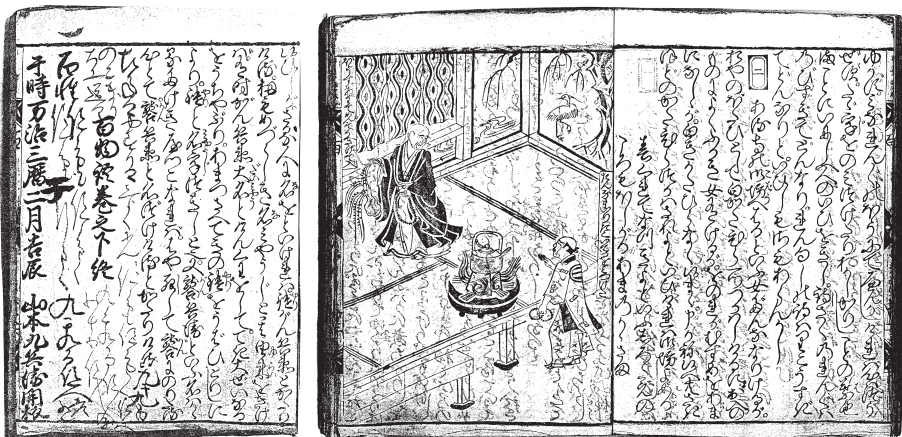
37. 寛文十二年

『なりひら一代記』半紙本一冊 寛文十二年 山本九兵衛

38. 寛文十三年

『一心二かびやく道』半紙本一冊 寛文十三癸丑三月下旬 山本九兵衛板

上記のリストをみると浄瑠璃の正本以外の本の出版を認めることができる。No. 18『百物語』, No. 30『ぢんてき問答』, No. 32『うすゆき物語』, No. 33『牛若千人切／はし弁慶』, No. 35『軍舞』である。このうち『百物語』（慶応義塾大学図書館所蔵）と『ぢんてき問答』（都立中央図書館東京誌料所蔵）および『うすゆき物語』（京都大学文学部図書館頼原文庫所蔵）は、仮名草子に分類される本である。すべて挿絵があり、その体裁や文体から仮名草子としての扱いが適当な本である。ただし上記山本九兵衛板の仮名草子は、『百物語』が半紙本、『ぢんてき問答』が中本、『うすゆき物語』が小本の仕立てであり、当時の仮名草子一般の体裁である大



慶応義塾大学図書館所蔵『百物語』

本または美濃本ではない点に特徴があり、版型としては浄瑠璃の正本の要素が反映されていると考えられる。

『牛若千人切／はし弁慶』と『軍舞』は、いわゆる子供絵本で、八文字屋版の子供絵本と同時に、松阪市射和町で発見された本である。そのうち『牛若千人切／はし弁慶』は、テキストの内容が芝居種である点、八文字屋と同様に入手可能な芝居種のテキストを利用して開発した本が、浄瑠璃の正本なり子供絵本なりであったという例であろう。『軍舞』は、すでに指摘されているように⁽⁵⁾、室町時代物語や仮名草子の異類譚の系統に位置付けされる内容のもので、その意味においては仮名草子的な内容の子供絵本ということになる。また舞の本と共通する題材の正本としてNo.4『きよしげ』、No.29『わだざかもり』があり、御伽草子と共通する題材の正本としてNo.5『あみたのほんぢ』、No.9『たむら』、No.15『熊野権現記』、No.22『ぼんてんこく』等がある。

京都のもう一つの主な浄瑠璃本屋である鶴屋喜右衛門は、管見の限りでは寛永年間に創業して寛文期まで一貫して浄瑠璃の正本だけを出版している。寛永十六年『八鳥』が舞の本と、寛永二十年『阿弥陀本地』、正保二年『こあつもり』、寛文二年『善光寺本地』が御伽草子と共通する題材である。また、松阪市で発見された子供絵本の版元に鶴屋五兵衛という書肆が存するのが気になる場所であるが、五兵衛と喜右衛門の関係はいまのところ不明である。あるいは同族かもしれない。そうであるとすれば、鶴屋一族の出版の内容も八文字屋や山本九兵衛と近いものであるということになる。

このようにしてみると、京都の主だった草紙屋は、浜田論文が指摘しているように、豊富な題材と造本技術を利用できる状況のもと、いずれも主に浄瑠璃の正本の出版を行い、その題材は他のジャンル、舞の本や仮名草子、御伽草子等と共通するものも作成し、芝居種の本を作成するというコンセプトの一環として、子供絵本も生み出していたということになる。ただし、山本九兵衛は仮名草子等を手掛けるという点において、やや特異な位置付けとなる。あるいは山本九兵衛という書肆が、浜田がいうようなテキストや絵や造本の技術が集積される場そのものであった可能性は指摘できよう。山本九兵衛に関しては後述する江戸版を出版する書肆の一つである山本九左衛門との関係が気になる。山本九左衛門は江戸版を作成する書肆のなかでも江戸版の造本様式の特徴の一つである字風に関して、山本九左衛門様式とでもいうような独特の字風を有しているのであるが、京都の山本九兵衛の出版

した仮名草子『ぢんてき問答』は江戸の九左衛門風の字風と酷似し、さらに刊記も、本文の後に太字で刊年と書肆名が一行にまとめられているスタイルも九左衛門と一致していることから、それぞれ京都と江戸の書肆でありながら本の制作において無関係ではなかった可能性がある。このことは、後述する江戸版を作成する書肆と草紙屋との関係を考える上で重要な問題であるが、現時点ではこれ以上の検討材料がなく、問題提起にとどめざるを得ない。

江戸の正本屋

以上の京都の草紙屋について行った考察を踏まえて、江戸の草紙屋について考えてみたい。

江戸で草紙屋といえば、鱗形屋が筆頭にあげられようが、それ以外に万治・寛文頃から日比谷横町で営業していた又衛門や又左衛門、同じ時期に通油町で営業していた吉田屋、ますだ屋、伊勢屋といった正本屋がある。これらの書肆の現在確認できる正本の出版はそれぞれ一・二点程度と多くはない。ただ注目すべきは、いわゆる行成表紙本の『ねずみのこうさく』が寛文二年ますや板であることである。木村八重子『赤本黒本青本書誌』の解説によれば⁽⁶⁾、小池藤五郎が『新版日本文学史5近世Ⅱ』等で紹介している本で、現時点で所在を確認できない本のひとつであるが、この本が江戸の草紙屋ますやである可能性は高い。というのは、赤小本の刊年不明『新板仙人づくし』（現在所在不明）も升屋版で、挿絵は師宣風で延宝頃の版ではないかと推定されている。挿絵は師宣風であることから、江戸の出版物と推定され、通油町のますやが、こうした絵本の作成をしていた時期が寛文二年に遡るとすれば、江戸の草紙屋においても、京都と同様に、子供絵本が寛文期以前から出版されていたことになる。延宝期になると、やはり通油町の草紙屋藤田が赤小本を出版するようになる。『京ひがし山ばけぎつね』、『三国宝船始』、『唐人のみかり』、『船ゆさんつくし』などである。万治・寛文頃の東西の草紙屋どちらもが、浄瑠璃の正本と子供絵本を手掛けている、すなわち同一の出版内容であることは、出版界の繋がり方を考える上では注目すべき点であろう。ただ、内容的には京都の絵本は芝居種、江戸の絵本はおとぎ話が題材になっている傾向はあるようである。

草紙屋の出版を考える上で、いまひとつ検討しなければならないのが、遊女評判記である。京都の島原や大阪新町の遊女評判記も存在するが、なんといっても出版数が多いのは江戸で、吉原の遊女の評判記が万治期から続々と出版されている。この江戸の遊女評判記出版の筆頭は鱗形屋であるが、その他に草紙屋の又右衛門、ま

すやも出版している。一方で江戸版を作成する松会や本問屋や山本九左衛門は、遊女評判記の出版は手掛けていない。鱗形屋は、寛文期のごく短い期間、いわゆる江戸版様の本を出版するが、松会、本問屋、山本九左衛門が、江戸版の元版となるテキストを共有している傾向があるのに対し、鱗形屋の江戸版は、松会グループとテキストは被らない。つまり江戸版作成において、鱗形屋は松会グループとは異なるルートでテキストを入手していると考えられ、さらに遊女評判記の出版という独自のテキストの開発をこの時期、江戸で行っている書肆なのである⁽⁷⁾。この鱗形屋とともに、江戸で浄瑠璃の正本を出版している書肆が遊女評判記を出版しているのは興味深い。この点をとっても、鱗形屋は仮名草子を出版する松会のグループではなく、正本を出版する草紙屋に近いところにいる書肆であることが明らかである。鱗形屋が草紙屋であるという指摘はいまさらのようであるが、要するに松会グループとは性質を異にした書肆であるということに注目しておきたいのである。そしてこの遊女評判記の出版も京都と江戸で繋がっている可能性がある。万治三年江戸吉原の遊女評判記『吉原かぐみ』は鱗形屋の出版であるが、これは明暦二年京都島原の遊女評判記『ね物がたり』を改作したものであるという⁽⁸⁾。京都の遊女評判記を京都の正本屋が出版している例は管見に入っていないが、その可能性は否定できまい。東西の遊女評判記と書肆の問題の考察は、京都の評判記に書肆名が記載されていないことが多いなど、材料不足で困難をきたしているが、京都の評判記の出版も草紙屋のカテゴリーの書肆が出版している可能性のあることを指摘しておきたい。

仮名草子

以上、寛文期以前の浄瑠璃本屋とその出版について考察を終えたところで、あらためて仮名草子というジャンルの位置づけを考えてみたい。

前述のように、仮名草子は草紙屋が扱うものでないことは、山本九兵衛という例外を除いて一般的であるように思われる。仮名草子とそれ以外の娯楽本は一線をひくことができるのである。ここであらためて仮名草子とは何かという問題を検討してみる。

仮名草子というジャンルの名称については、先人の研究によって仮名草子が出版されていた当初から使用されていたことが指摘され、これまで数々の仮名草子の定義や分類が行われてきた。分類に関しては以下の三分類がほぼ定説化している。野田寿雄氏解説『日本古典文学大辞典』の「仮名草子」の項には次のような分類がなされている。

(1) 啓蒙教訓的なもの

①教義問答的なもの ②随筆的なもの ③女性教訓書 ④説話集的なもの

(2) 娯楽的なもの

①中世風な物語 ②説話集的なもの ③翻訳物 ④擬物語

(3) 実用本位のもの

①記録的なもの ②名所記的なもの ③評判記的なもの

上記の分類は仮名草子が必ずしも文学的な内容のみで構成されるものではないことを物語っている。(3)の実用本位のものでその最たるものであろう。

そしてこの仮名草子解説文中に、それぞれの分類の例として挙げられているのは、すべて出版本である。仮名草子はほぼ出版本とイコールであることになる。

この点を出版業者側の営業上の観点から解釈すると、出版界が整版という新たな技術を使用し、その新たな技術で営業を開始した新興の書肆たちが、新たな読者を獲得するために、当時の京都という文化的土壌において、可能な限り多方面においてテキストの開発に努めた結果もたらされたのが、上記の分類のような、「草紙」として扱われる文学的作品から逸脱したものまでをも含む「仮名草子」というカテゴリーなのではなかろうか。

筆者は、仮名草子と関係の深い、万治・寛文期に存在した江戸版という現象について考察を試みてきた。江戸版とは、京都に元版が存在するテキストを、江戸独特の造本様式に仕立て直し、江戸資本の書肆によって出版された本のことであるが、この江戸版に仕立て直されたテキストは、必ずしも物語的な読み物としての、上記分類でいえば(2)の娯楽的なものだけに限定されているわけではない。松会版を例にとれば、明暦四年『万聞書秘伝』(東京家政学院大学図書館大江文庫所蔵)や寛文十一年『和名集并異名製剤記』(架蔵)、寛文十二年『料理献立集』(東京家政学院大学図書館大江文庫所蔵)などである。むしろ江戸版のテキストの内容は当時の書肆がイメージしていたであろう広義の「仮名草子」、上記分類でいえば(1)(2)(3)すべてに涉っていると見えるのであり、その点において、江戸版は広義の意味の「仮名草子」なのである。同様に、江戸版には舞の本のテキストを利用して作成されたものがあるが、おそらく広義の意味の「仮名草子」には、舞の本を読みもの的に作文して出版に付したのも含まれていると考えられる。舞の本の版本は、扱う題材が近いにも関わらず草紙屋が出版することはなく、仮名草子を出版する書肆が出版しているのである。その良い例が京都で寛永期から営業を開始した中野一族で

あろう。なかでも小左衛門道也は仏書や歌書、漢籍等の出版とともに寛永九年と明暦二年に一連の舞の本の出版をおこなっている。その他の中野一族、市右衛門道伴や是誰、五郎左衛門道閑、太郎左衛門も、物の本以外に仮名草子として扱われるような本を多く出版している。そして江戸の松会が出版する江戸版の少なからぬ点数が、中野一族の出版した本が元版になっている可能性があることを以前指摘したことがある⁹⁾。その他にも江戸版を作成する書肆がその元版とする書肆は水田甚左衛門、高橋清兵衛、山本長兵衛、林甚右衛門、山田市郎兵衛などがあげられる。江戸版を作成する松会や本問屋や山本九左衛門は、京都の草紙屋とは繋がりをもっている形跡がないところから、この点においても草紙屋とそうではない書肆には線引きができるのである。ただし松会については貞享四年『江戸鹿乃子』に、「浄瑠璃本屋」と記載されていること、元禄五年『万買物調方記』には「浄瑠璃草紙屋」と記載されていることが気になるが、これらの記載は出版史上の画期である延宝以後の出版物によるものであり、本稿の考察は、寛文期以前の状況の把握であるという点において、今回は不問に付すことにする。草紙屋についての考察をする場合、寛文以前と延宝以後を明確に区別して考えることは重要である。

以上、寛文期以前の草紙屋について考察することによって、仮名草子およびそれを出版する書肆の位置付けの一端を浮き彫りにしてみた。しかしその出版界の構図は延宝期以降大きく変容する。その変容の意味を明らかにしていくためにも、その直前までの様相を正確に把握するべく考察を重ねることが必要であろう。

注

1. 浜田啓介「草紙屋仮説」(『季刊江戸文学』8, 1992年, ペリかん社)
2. 阪口弘之「操浄瑠璃の語り一口承と書承一」(『伝承文学研究』42巻, 1994年)
3. 柏崎順子「鱗形屋」(『言語文化』第47巻, 2010年, 一橋大学語学研究室), 同「江戸版考 其三」(『人文・自然研究』四号, 2010年, 一橋大学大学教育研究開発センター) 同「鶴屋喜右衛門」(『言語文化』第51巻, 2014年, 一橋大学語学研究室), 同「江戸版からみる一七世紀日本」(シリーズ〈本の文化史2〉『書籍の宇宙—広がりと体系』所収, 2015年, 平凡社)等。
4. 岩瀬文庫本データベース補注
5. 小谷成子「『初期上方子供絵本集』について——「いも上るり」『軍舞』『どうけゑつくし』を中心に」(『説林』33, 1985年, 愛知県立女子大学国文学会)
6. 木村八重子『赤本黒本青本書誌 赤本以前之部』(日本書誌学体系95, 平成21年, 青裳堂)による。
7. 柏崎順子「鱗形屋」(『言語文化』第47巻, 2010年, 一橋大学語学研究室)

8. 天理図書館善本叢書『遊女評判記集』(1973年, 八木書店) 解説
9. 柏崎順子「江戸版以前の出版界」(『言語文化』第53巻, 2016年, 一橋大学語学研究室)